

令和5年度厚生労働省
老人保健事業推進費等補助金
(老人保健健康増進等事業分)

福祉用具専門相談員指定講習カリキュラム
の見直しに向けた調査研究事業
報告書 概要版

令和6年3月

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会

はじめに

介護保険制度における指定福祉用具貸与・販売事業所に常勤換算方法で2名以上の配置が義務付けられている福祉用具専門相談員は、介護福祉士等の国家資格を所持しているか、各都道府県によって指定された指定講習実施者が実施する福祉用具専門相談員指定講習(以下、指定講習)の修了が必要とされており、福祉用具専門相談員のうち、約8割を指定講習修了者が占めています。

この指定講習修了者が受講するカリキュラムは、平成 27 年度に大幅な見直しが実施されました。

以降、見直しを実施されていない中で、社会保障審議会介護給付費分科会における「令和3年度介護報酬改定に関する審議報告」や令和4年9月にまとめられた「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」の議論の整理において、福祉用具の安全な利用の促進や福祉用具専門相談員の更なる質の向上の観点に基づき、指定講習カリキュラム等の必要な見直しを検討していくべきとされました。

本事業を進めるにあたっては、介護保険制度施行により専門職として位置付けられた福祉用具専門相談員に対するこれまでの専門性向上等に資する取り組みを踏まえつつ、これから人口構造の変化や福祉用具製品の種類の増加、WEB 会議システムの充実等の社会環境の変化への対応が求められました。

そこで、指定講習実施者や福祉用具貸与事業者に向けたアンケート調査やヒアリング調査を通じて、新任の福祉用具専門相談員に対する研修体制等における実態や課題の把握を行うとともに、指定講習カリキュラムに加えるべき事項や目的、到達目標、講師の要件等についても検討を重ね指定講習カリキュラムの見直し案をとりまとめました。

本調査研究で見直しを行った指定講習カリキュラムの内容等が、福祉用具専門相談員の能力の向上に繋がるとともに、福祉用具の安全な利用や PDCA の推進、それらを効果的に行うための多職種連携等の適切な実施等、福祉用具サービスの質的向上の一助となれば幸いです。

おわりに、本事業の実施においてご尽力を賜りました検討委員会の委員の皆様並びにアンケート・ヒアリング調査の実施にご協力をいただいた関係者の皆様にこの場を借りて心から御礼申し上げます。

令和6年3月
一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会

概要版とは

- 報告書本体とは別に、カリキュラム見直し(案)の全体、個別内容、講師要件、修了評価などを記載した概要版を作成しました。
- 指定講習機関、講師の皆様、事業所の研修担当者の皆様、更に関係機関の皆様に、ご理解、ご活用いただければ幸いです。

目次

1.	事業概要	1
1.1	目的	1
1.2	事業概要	1
1.3	検討委員会の委員構成	2
2.	指定講習カリキュラム等の見直し(案)の検討	3
2.1	見直しにあたっての方針・目的	3
2.2	カリキュラム見直し(案)	4
2.2.1	指定講習科目(案)	12
2.2.2	修了評価について	28
2.2.3	講師要件の見直し(案)	29
2.2.4	新旧対照表	30
2.2.5	効果的な運営に向けた実施方法等について	31
3.	本事業のまとめ、今後の課題	32
3.1	本事業のまとめ(指定講習カリキュラムの見直しについて)	32
3.2	今後の課題	33

1. 事業概要

1.1 目的

福祉用具貸与事業所等に配置が義務化されている福祉用具専門相談員は、介護福祉士等の国家資格の所持をしているか、都道府県によって指定された者が実施する講習（以下「指定講習」という。）の修了が必要としており、カリキュラムの内容は国が告示や通知によって規定している。

平成27年以降は、福祉用具専門相談員指定講習カリキュラム（以下「指定講習カリキュラム」という。）の見直しが実施されていないが、「社会保障審議会介護給付費分科会」における令和3年度介護報酬改定に関する審議報告や、令和4年9月にまとめられた「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」のこれまでの議論の整理では、福祉用具の利用安全の促進、福祉用具専門相談員に必要な能力の向上等の観点から、見直しについて指摘がされている。

このような経緯等を踏まえ、各指定講習実施者に対するアンケートを通じて指定講習の実態や課題を把握し、有識者による検討会を開催した上で、指定講習カリキュラムに加えるべき事項、講師の要件等について検討を行い、各科目における目的、到達目標、内容等といったコア・カリキュラム(案)を作成することを本事業の目的とした。

なお、検討に際しては近年の介護保険制度の改正（感染症や災害および認知症への対応力向上に向けた取組推進等）に加え、社会環境の変化（福祉用具製品の種類の増加、WEB 会議システムの充実等）なども踏まえて行った。

1.2 事業概要

(1) 検討委員会の設置・開催

学識者・有識者から構成する会議体を設置し、指定講習カリキュラムの見直しに向けた検討を行った。
なお、検討委員会は4回開催した。

(2) 指定講習事業者向け調査の実施

各都道府県の指定講習事業者が行っている現行カリキュラムによる指定講習会の内容の実態を把握するとともに、見直しによって求められる対応や課題等を把握することを目的としたアンケート調査及び、ヒアリング調査を実施した。

(3) 福祉用具専門相談員(教育指導担当)向け調査の実施

指定講習カリキュラムを受講した新任の福祉用具専門相談員を教育指導する立場の福祉用具専門相談員(管理者もしくは教育指導経験者)に対し、講習受講後の新任者の実務等での課題や、指定講習で学んで欲しい教育内容等を把握することを目的としたアンケート調査及び、ヒアリング調査を実施した。

(4) 指定講習カリキュラム等の見直し案の検討

見直しにあたっての方針や課題を整理した上で、現行カリキュラムの見直し案、講師要件及び、指定講習事業者における効果的な運営に向けた実施方法等について、検討委員会での議論を通じ、本事業における見直し案を整理した。

(5) 報告書の作成

上記、調査の結果及び検討委員会での議論を踏まえて、報告書として取りまとめた。

1.3 検討委員会の委員構成

検討委員会の委員構成は以下の通り。

【検討委員会】

(敬称略、五十音順)

- | | |
|---------|------------------------------------|
| 荒木 弘史 | フランスベッド株式会社 メディカル営業推進部長 |
| 加島 守 | 高齢者生活福祉研究所 所長 |
| 久留 善武 | 一般社団法人シルバーサービス振興会 事務局長 |
| 五島 清国 | 公益財団法人テクノエイド協会 企画部長 |
| 小林 広美 | 一般社団法人日本介護支援専門員協会 副会長 |
| 近藤 和泉 | 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 病院長 |
| 神 智淳 | お茶の水ケアサービス学院株式会社 代表取締役 |
| ◎ 東畠 弘子 | 国際医療福祉大学大学院 福祉支援工学分野 教授 |
| 淵上 敬史 | 株式会社ウィズ ASチーム課長 |
| 森山 由香 | 社会福祉法人三篠会 小規模多機能型居宅介護 SHIRAKI梯 管理者 |
| ○ 渡邊 慎一 | 横浜市総合リハビリテーションセンター 副センター長 |
- ◎委員長、福祉用具専門相談員指定講習カリキュラム見直し案 監修 ○副委員長

【オブザーバー】

(敬称略)

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 内田 正剛 | 厚生労働省老健局高齢者支援課 福祉用具・住宅改修指導官 |
| 小河 佑樹 | 厚生労働省老健局高齢者支援課 福祉用具・住宅改修係係長 |
| 後藤 美詞 | 厚生労働省老健局高齢者支援課 福祉用具・住宅改修係主査 |
| 野村 望 | 厚生労働省老健局高齢者支援課 福祉用具・住宅改修係 |
| 岩元 文雄 | 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 理事長 |

【事務局】

- | | |
|--------|-------------------------|
| 肥後 一也 | 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 |
| 川口 隆 | 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 |
| 中村 一男 | 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 |
| 池本 和樹 | 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 |
| 柳田 磨利子 | 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 |
| 中沢 淳 | 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 |
| 谷澤 由香理 | エム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社 |
| 柿迫 栞緒 | エム・アール・アイリサーチアソシエーツ株式会社 |

2. 指定講習カリキュラム等の見直し(案)の検討

2.1 見直しにあたっての方針・目的

指定講習カリキュラムの見直しにあたっては、①平成 27 年度以降の介護保険制度の改正(感染症や災害および認知症への対応力向上に向けた取組推進等)や、②社会環境の変化、③介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会(以下、あり方検討会)・社会保障審議会での付記事項(安全利用促進に向けた福祉用具専門相談員の知識・技術の向上と、多職種協働に向けた福祉用具専門相談員の役割の変化)を反映することを基本方針とした。こうした環境変化は福祉用具専門相談員の役割の増大と捉え、知識・技術の向上と、多職種協働の中での役割を発揮できることを目的とした。

検討委員会での議論を基に、現行の指定講習カリキュラムの位置づけや基本的な考え方については踏襲し、制度改正や社会課題の変化等を踏まえ、学ぶべき項目の追加や時間配分の見直し、受講方法等について検討していくこととした。受講者については、介護分野の知識・技術を持たない受講者を想定し、介護保険制度によるサービス提供を行う専門職として、基本的な知識・技術を網羅的に学ぶことに重点を置くこととした。

更に、指定講習カリキュラムは、「基本的な知識・能力」について修得する位置づけと考え、「基本的な知識・能力」を修得した上で、各事業所における OJT などを通じ、福祉用具専門相談員として継続的に知識・技術を修得し、更なるスキルアップに繋げる必要性に関してカリキュラムの内容に加えることとした。

図表 1 本事業の見直しにあたっての方針(検討委員会での主なご意見)

- ・ カリキュラムの見直しにおいて、専門職の範疇で読み込める内容に留めるのか、それを超えて新しい内容を付加するのかが検討の条件になる。
- ・ 指定講習の受講者は全くこの分野を知らない方が多い。わずか 50 時間程度の研修で福祉用具専門相談員としての最終形までもっていくというのは現実的ではない。
- ・ 指定基準に書かれているようなプロセスをどのように新任に教えるか、その先は社員教育の中でどれだけ補完していくかだと思う。指定基準の中でモニタリングや PDCA の評価などを福祉用具専門相談員としてどのように進めていくのかというところを丁寧に説明し、そこから先は社員教育の中でどうしていくのかを整理した方が良いのではないかと。
- ・ 福祉用具専門相談員指定講習は、初めて業務に就く人、あるいは他業種の人や学生らが受講することも考えて、ファーストステップという位置づけとする。業務に就いた後に「自己研鑽の努力義務」があることなど、福祉用具専門相談員の役割を知ってもらうことが基本と考える。

2.2 カリキュラム見直し(案)

本事業を通じて取りまとめた指定講習カリキュラム見直し(案)は以下の通り。

図表 2 指定講習カリキュラム見直し(案)(概要)

科目	形式	時間数
1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割		2時間
福祉用具の役割	講義	(1時間)
福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	講義	(1時間)
2 介護保険制度等に関する基礎知識		4時間
介護保険制度等の考え方と仕組み	講義	(2時間)
介護サービスにおける視点	講義	(2時間)
3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識		16.5時間
からだところの理解	講義	<u>(6.5時間)</u>
リハビリテーション	講義	(2時間)
高齢者の日常生活の理解	講義	(2時間)
介護技術	講義・ <u>演習</u>	(4時間)
住環境と住宅改修	講義・ <u>演習</u>	(2時間)
4 個別の福祉用具に関する知識・技術		17.5時間
福祉用具の特徴	講義・ <u>演習</u>	(8時間)
福祉用具の活用	<u>講義</u> ・演習	(8時間)
<u>福祉用具の安全利用とリスクマネジメント</u>	<u>講義</u> ・ <u>演習</u>	<u>(1.5時間)</u>
5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識・総合演習		13時間
福祉用具の供給とサービスの仕組み	講義	<u>(3時間)</u>
福祉用具による <u>支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用</u>	<u>講義</u> ・ <u>演習</u>	<u>(10時間)</u>

53時間

※現行カリキュラムからの変更点は下線・太字の箇所である

図表 3 指定講習カリキュラム見直し(案)(詳細)

※新たに追記・修正した内容は下線・太字の箇所である

科目	目的	到達目標	内容
1. 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割			
福祉用具の役割 【講義】 (1時間)	福祉用具の定義と、高齢者等の暮らしを支える上で果たす役割を理解する。	- 福祉用具の定義について、<u>介護予防</u>と自立支援の考え方を踏まえて概説できる。 - 福祉用具の種類を概説できる。 - 高齢者等の暮らしを支える上で福祉用具の果たす役割をイメージできる。	○福祉用具の定義と種類 - 介護保険制度や障害者総合支援制度等における福祉用具の定義と種類 <u>※福祉用具の対象種目については、最新の情報を踏まえた講義内容とする。</u> ○福祉用具の役割 - 利用者の日常生活動作(ADL)等の改善 <u>介護予防</u> <u>自立支援</u> - 介護負担の軽減 ○福祉用具の利用場面 <u>※必要に応じて、視聴覚教材の活用、医療・介護現場の実習・見学等を組み合わせる。</u>
福祉用具専門相談員の役割と職業倫理 【講義】 (1時間)	- 介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割を理解し、<u>高齢者等を支援する専門職であることを認識する。</u> - 福祉用具専門相談員としての職業倫理の重要性を理解する。	- 福祉用具による支援の手順に沿って、福祉用具専門相談員の役割を列挙できる。 - 介護保険制度の担い手として職業倫理の重要性を理解し、<u>サービス事業者としての社会的責任について留意点を列挙できる。</u>	○介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割 ○福祉用具専門相談員の業務内容 - 福祉用具による支援(利用目標や選定の援助、福祉用具貸与計画等の作成、使用方法の指導、機能等の点検等) ○福祉用具専門相談員の職業倫理と介護サービス事業者としての責務 <u>指定基準(人員基準・設備基準・運営基準)</u> <u>介護サービス事業者としての社会的責任(法令順守、継続的なサービス提供体制の確保と業務継続計画等)</u> <u>地域包括ケアシステムにおける医療・介護連携とチームアプローチ</u> - 福祉用具専門相談員の倫理(法令順守、守秘義務、説明責任、利用者本位、専門性の向上、社会貢献等) <u>自己研鑽の努力義務(必要な知識及び技能の修得、維持及び向上)</u>

科目	目的	到達目標	内容
2. 介護保険制度等に関する基礎知識			
介護保険制度等の考え方と仕組み 【講義】 (2時間)	・ 介護保険制度等の目的と、基本的な仕組みを理解する。 ・ 地域包括ケアに係る関連施策について理解し、福祉用具専門相談員はその担い手の一員であることを自覚する。 ・ 地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務について理解する。	・ 介護保険制度等の理念、給付や認定の方法及び介護サービスの種類・内容を列挙できる。 ・ 地域包括ケアの理念を概説できる。 ・ 地域包括ケアの構成要素と、支える主体を列挙できる。 ・ 地域ケア会議の役割・機能を概説できる。 ・ 地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務を列挙できる。	○介護保険制度等の目的と仕組み ・ 介護保険法の理念(尊厳の保持、自立支援、利用者選択と自己決定等) ・ 介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス提供、費用負担等) ・ 介護サービスの種類と内容 <u>※最新の情報を踏まえたものとする。</u> ・ <u>介護サービスのテクノロジー活用推進の動向(科学的介護情報システム等)</u> ・ 高齢者・障害者の保健・福祉に関連した制度(障害者総合支援法等)の概要 ○地域包括ケアの考え方 ・ 地域包括ケアの理念(住み慣れた地域での生活の継続、包括的な支援等) ・ 構成要素(医療・介護・予防・住まい・生活支援)と多様な支え方(自助・互助・共助・公助) ・ 地域ケア会議の役割・機能 ・ 医療・介護に関わる各専門職の役割
介護サービスにおける視点 【講義】 (2時間)	・ 介護サービスを提供するにあたって基本となる視点を修得する。 ・ ケアマネジメントの考え方を踏まえ、福祉用具に係るサービスの位置付けや多職種連携の重要性を理解する。	・ 利用者の人権と尊厳を保持した関わりを<u>持つ上で配慮すべき点を列挙</u>できる。 ・ ケアマネジメントや介護予防、多職種連携の目的を概説できる。 ・ 居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性を概説できる。 ・ 国際生活機能分類(ICF)の考え方を概説できる。	○人権と尊厳の保持 ・ プライバシー保護、ノーマライゼーション、クオリティオブライフ(QOL) ・ <u>虐待防止(早期発見の努力義務、発見から通報までの流れ)</u> ・ <u>身体拘束禁止と緊急やむを得ない場合の対応</u> ○ケアマネジメントの考え方 ・ ケアマネジメントの意義・目的(人間の尊厳、自立支援及び自己決定・自己実現) ・ ケアマネジメントの手順(アセスメント、ケアプラン作成、サービス担当者会議、説明と同意及びモニタリング) ・ 居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等との関係性 ・ 介護予防の目的と視点 ・ 国際生活機能分類(ICF)の考え方

科目	目的	到達目標	内容
			・多職種連携の目的と方法(介護に関わる専門職の種類と専門性及びサービス担当者会議、 <u>退院退所前カンファレンス等における医療・介護職からの情報収集や連携の具体例</u>)
3. 高齢者と介護・医療に関する基礎知識			
からだところの理解 【講義】 (6.5 時間)	・高齢者等の心身の特徴と日常生活上の留意点を理解する。 ・認知症に関する基本的な知識を踏まえ、認知症高齢者との関わり方を理解する。 ・<u>感染症に関する基本的な知識を踏まえ、必要となる感染症対策を理解する。</u>	・加齢に伴う心身機能の変化の特徴を列挙できる。 ・高齢者に多い疾病の種類と症状を列挙できる。 ・認知症の症状と心理・行動の特徴を理解し、<u>認知症ケアの実践に必要な基礎的事項を概説できる。</u> ・<u>主な感染症と感染症対策の基礎的事項、罹患した際の対応を概説できる。</u>	○加齢に伴う心身機能の変化の特徴 ・身体機能の変化の特徴(筋・骨・関節の変化、認知機能の変化、体温維持機能の変化、防衛反応の低下、廃用症候群等) ・<u>フレイルと健康寿命</u> ・心理機能の変化の特徴(喪失体験、環境への不適応等) ・<u>介護保険に定める特定疾病</u> ○<u>認知症の人の理解と対応</u> ・<u>認知症の人を取り巻く状況</u> ・<u>認知症ケアの基礎となる理念や考え方</u> ・認知症の症状 ・認知症高齢者の心理・行動の特徴と対応 ○<u>感染症と対策</u> ・<u>感染症の種類、原因と経路</u> ・<u>基本的な感染症対策と罹患した際の対応</u>
リハビリテーション 【講義】 (2時間)	・リハビリテーションの考え方を理解する。 ・リハビリテーションにおける福祉用具の関係性を理解する。	・リハビリテーションの考え方と内容を概説できる。 ・リハビリテーションにおける福祉用具の関係性と、リハビリテーションに関わる専門職との連携におけるポイントを列挙できる。	○リハビリテーションの基礎知識 ・リハビリテーションの考え方と内容 ・リハビリテーションに関わる専門職の役割 ○リハビリテーションにおける福祉用具の役割 ・リハビリテーションで用いられる福祉用具の種類と内容 ・リハビリテーション専門職との連携
高齢者の日常生活の理解 【講義】 (2時間)	・高齢者等の日常生活の個性や家族との関係など、生活全般を捉える視点を<u>修得</u>する。	・日常生活には個性があることを理解し、生活リズム、生活歴、ライフスタイル、家族や地域の役割等を列挙できる。	○日常生活について ・生活リズム、生活歴、ライフスタイル、家族や地域の役割等 ○基本的動作や日常生活動作(ADL)の考え方

科目	目的	到達目標	内容
	基本的動作や日常生活動作(ADL)・手段的日常生活動作(IADL)の考え方、日常生活を通じた介護予防の視点を理解する。	- 基本的動作や日常生活動作(ADL)・手段的日常生活動作(IADL)の種類を列挙できる。 - 自宅や地域での日常生活を通じた介護予防を列挙できる。	- 基本的動作の種類と内容(寝返り、起き上がり、座位、立ち上がり、立位、着座、歩行、段差越え、階段昇降等) - 日常生活動作(ADL)、手段的日常生活動作(IADL)の種類と内容 - 自宅や地域での日常生活を通じた介護予防
介護技術 【講義・演習】 (4時間)	日常生活動作ごとの介護の意味と手順を踏まえ、福祉用具の選定・適合にあたって着目すべき動作のポイントを理解する。	- 日常生活動作(ADL)に関連する介護の意味と手順について列挙できる - 各介護場面における動作のポイントと、それを支える福祉用具の役割を列挙できる。	○日常生活動作(ADL)(※)における基本的な介護技術 ・介護を要する利用者の状態像 ・日常生活動作に関連する介護の意味と手順、その際に用いる福祉用具 ※食事、排泄、更衣、整容、入浴、移動・移乗、コミュニケーションなど
住環境と住宅改修 【講義・演習】 (2時間)	- 高齢者の住まいにおける課題や住環境の整備の考え方を理解する。 - 介護保険制度における住宅改修の目的や仕組みを理解する。	- 高齢者の住まいの課題を列挙できる。 - 住環境の整備のポイントを列挙できる。 - 介護保険制度における住宅改修の目的や仕組みを概説できる。	○高齢者の住まい ・住宅構造・間取り・設備の種類等の高齢者の住まいにおける課題 ○住環境の整備 ・住環境整備の考え方 ・基本的な整備のポイント(トイレ、浴室、玄関、居室等の段差解消、床材選択、手すりの取付け等) ○介護保険制度における住宅改修 ・住宅改修の目的、範囲、手続きの手順等
4. 個別の福祉用具に関する知識・技術			
福祉用具の特徴 【講義・演習】 (8時間)	- 福祉用具の種類、機能及び構造を理解する。 - 基本的動作や日常生活の生活場面に応じた福祉用具の特徴を理解する。	- 福祉用具の種類、機能及び構造を概説できる。 - 基本的動作と日常生活の生活場面に応じた福祉用具の関わりや福祉用具の特徴を列挙できる。	○福祉用具の種類、機能及び構造 ※起居、移乗、移動、床ずれ、排泄、入浴、食事・更衣・整容、コミュニケーション・社会参加関連用具及びテクノロジーを活用した機能を有する福祉用具等、最新の情報を踏まえた講義内容とする。 ○基本的動作と日常生活の生活場面に応じた福祉用具の特徴

科目	目的	到達目標	内容
福祉用具の活用 【講義・演習】 (8時間)	- 福祉用具の基本的な選定・適合技術を修得する。 - 高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法を修得する。	- 各福祉用具の選定・適合を行うことができる。 - 高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法を概説できる。	○各福祉用具の選定・適合技術 ・福祉用具の選定・適合の視点と実施方法 ・福祉用具の組み立て・使用方法 ○高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法
福祉用具の安全利用とリスクマネジメント 【講義・演習】 (1.5 時間)	- 福祉用具を安全に利用する上で必要となるリスクマネジメントの重要性を理解する。 - 福祉用具事故・ヒヤリハットに関する情報収集の方法や事故報告の流れを理解する。	- 福祉用具利用のリスクマネジメントについて理解し、事故防止の取組や事故発生時の対応について概説できる。 - 福祉用具を安全に利用する上での留意点を理解し、重大事故や利用時に多いヒヤリハットを例示できる。	○福祉用具利用安全に関わる情報収集の重要性と具体的方法 ・消費生活用製品安全法における重大事故の報告義務 ・重大事故の情報収集、ヒヤリハット情報収集 ○福祉用具事業者の事故報告義務 ・事故報告の仕組みと事故報告様式 ・事故要因分析と再発防止策 ○危険予知とリスクマネジメントの取組 ・福祉用具を安全に利用する上での留意点(誤った使用方法、典型的な事故や重大事故) ・様々な福祉用具を組み合わせ活用している等、実際の介護場面に潜む危険の予測
5. 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識・総合演習			
福祉用具の供給とサービスの仕組み 【講義】 (3時間)	- 福祉用具の供給やサービスの流れ、及びサービス提供を行う上での留意点について理解する。 - 清潔かつ安全で正常な福祉用具を提供する意義と整備方法を理解する。	- 福祉用具の供給やサービスの流れと各段階の内容を列挙できる。 - 介護保険制度等における福祉用具サービス提供時の留意点を概説できる。 - 福祉用具の整備の意義とポイントを列挙できる。	○福祉用具の供給やサービスの流れ ・介護保険法における福祉用具サービスの内容(貸与・特定福祉用具販売) ・福祉用具の供給(サービス)の流れ ○福祉用具サービス提供時の留意点 ・機能や価格帯の異なる複数商品の提示、選定の判断基準、要支援・要介護1の者等への給付制限と例外給付の対応、貸与・販売の選択制対象種目への対応 ・介護施設・高齢者住宅の区分・種類に応じた福祉用具サービス提供の可否 ・介護保険制度における福祉用具サービスと補装具・日常生活用具給付制度との適応関係等 ○福祉用具の整備方法

科目	目的	到達目標	内容
			・清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具提供のための消毒、保守点検等の方法と留意点
福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用【講義・演習】(10 時間)	- 福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の位置付けを理解する。 - 福祉用具貸与計画等の作成と活用方法を理解する。 - 利用者の心身の状況や生活における希望、生活環境等を踏まえた利用目標の設定や選定の重要性を理解する。 - モニタリングの意義や方法を理解する。 - 福祉用具の支援プロセスにおける安全利用推進の重要性を理解する。 - 事例を通じて、福祉用具貸与計画等の基本的な作成と活用技術を修得し、PDCA サイクルに基づく福祉用具サービスのプロセスを理解する。	- 福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の位置付けについて概説できる。 - 福祉用具貸与計画等の項目の意味と内容について概説できる。 - 福祉用具貸与計画等の作成と活用における主要なポイントを列挙できる。 - 利用者の心身の状況や生活における希望、生活環境等を踏まえた利用目標の設定や選定の重要性を理解し、概説できる。 - モニタリングの意義や方法を概説できる。 - 福祉用具の支援プロセスにおける安全利用推進の重要性について概説できる。 - 福祉用具貸与計画等の作成・活用方法について、福祉用具による支援の手順に沿って列挙できる。 - 個別の状態像や課題に応じた福祉用具による支援の実践に向	○福祉用具による支援と PDCA サイクルに基づく手順の考え方 ・アセスメント、利用目標の設定、選定、福祉用具貸与計画等の作成・交付、適合・使用方法の説明、モニタリングと記録の交付 ・居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性 ○福祉用具貸与計画等の意義と目的 ・記録の意義・目的(サービス内容の明確化、情報共有、エビデンス、リスクマネジメント) ○福祉用具貸与計画等の記載内容 ・利用者の基本情報、福祉用具が必要な理由、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種と当該用具を選定した理由、モニタリング実施時期、その他関係者間で共有すべき情報(福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項等) ○福祉用具貸与計画等の活用方法 ・利用者・家族や多職種連携による情報共有とチームアプローチ ○モニタリングの意義と方法 ・モニタリングの意義・目的 ・モニタリング時における確認事項(福祉用具の利用状況や安全性の確認、目標達成度の評価、貸与継続の必要性、計画変更等) ○状態像に応じた福祉用具の利用事例(福祉用具の組合せや利用上の留意点、見直しの頻度、医療・介護・地域資源との連携方法等) ○事例による総合演習 ・事例に基づくアセスメント、利用目標の設定、福祉用具の選定及び福祉用具貸与計画等の作成とモニタリングの演習

科目	目的	到達目標	内容
	・ <u>多職種連携において福祉用具専門相談員が果たす役割を理解するとともに、継続して学習し研鑽することの重要性を認識する。</u>	<u>けて、多職種連携の重要性を理解し、福祉用具専門相談員としての目標や自己研鑽の継続課題を列挙できる。</u>	・利用者・家族やサービス担当者会議等での福祉用具貸与計画等の<u>わかりやすい説明</u>及びモニタリングに関するロールプレイング ※事例は、脳卒中による後遺症、廃用症候群、認知症などの高齢者に多い状態像とし、地域包括ケアにおける福祉用具貸与等の役割や多職種からの情報収集等による連携の重要性に対する理解が深まるものが望ましい。 <u>※講習の締め括りとしての講義・演習であることから、全体内容の振り返りとともに継続的に研鑽することの必要性を理解できることが望ましい。</u>

2.2.1 指定講習科目(案)

今回の見直しにおいては指定講習科目の内容のみではなく、その実施方法や時間についても見直しを実施した。特にこれまで講義のみ、演習のみとされていた科目について、講義・演習を組み合わせることで目的を踏まえた到達目標の達成、受講者の理解がより促進されると想定されるためである。演習については、実際の福祉用具を用いた実技のみに限らず、受講者同士でのディスカッション等、受講者同士、受講者と講師の相互でのやりとりによる指導を期待するものである。

図表 4 演習の実施方法・内容(例)

- 実技
 - ・実際の福祉用具を用いた操作説明、実演、など
- 個人ワーク
 - ・事例検討、など
 - ・個人ワーク後、発表の機会を設ける(講師による講評を実施する)
- グループワーク
 - ・事例検討、など
 - ・グループワーク後、発表の機会を設ける(講師による講評を実施する)
- 動画視聴
 - ・動画視聴後、個人ワークを実施し、発表の機会を設ける(講師による講評を実施する)
 - ・動画視聴後、受講者同士での意見交換・発表の機会を設ける(講師による講評を実施する)
 - ・動画受講後、講師からの問いかけによる意見交換を実施する

「到達目標」は修了評価において受講者の知識・スキルの修得度を評価するための指標であり、本事業では改めて以下の通り用語の意図を記載する。

図表 5 「到達目標」用語の意図

- 到達目標とは、各科目で求められている「目的」をどの程度達成できているかを評価するための指標であり、修了評価においてその達成度を評価する指標である。
 - 「列挙できる」とは、講義内容を知り、理解したうえで、その内容を他者に説明できることを意図している。
 - 「概説できる」とは、講義内容を知り、理解できているだけでなく、その内容の概要を整理し、他者に説明できること、または活用できることを意図している。

次頁より、科目別に本事業にて検討した見直しにあたってのポイントを整理し、指定講習事業者への講義・演習にあたっての要望事項を付記した。なお、新たに追記・修正した内容は下線・太字の箇所である。

【福祉用具と福祉用具専門相談員の役割】

① 福祉用具の役割

【見直しにあたってのポイント】

- ・ 軽度者(要介護1・要支援)の福祉用具利用者数が増加傾向にあり、自立支援に向けた「介護予防福祉用具貸与」の重要性が高まっている。「福祉用具貸与」だけでなく、「介護予防福祉用具貸与」の目的や福祉用具の役割を適切に理解することが必要であるため「介護予防」「自立支援」を内容に追加した。
- ・ 福祉用具貸与、特定福祉用具販売の種目・商品については追加・変更が行われる可能性があるため、指定講習事業者及び講師には常に最新の情報を基に講義をお願いしたい。

a) 時間

- ・ 1時間

b) 形式

- ・ 講義

c) 目的

- ・ 福祉用具の定義と、高齢者等の暮らしを支える上で果たす役割を理解する。

d) 到達目標

- ・ 福祉用具の定義について、介護予防と自立支援の考え方を踏まえて概説できる。
- ・ 福祉用具の種類を概説できる。
- ・ 高齢者等の暮らしを支える上で福祉用具の果たす役割をイメージできる。

e) 内容

○ 福祉用具の定義と種類

- ・ 介護保険制度や障害者総合支援制度等における福祉用具の定義と種類
※福祉用具の対象種目については、最新の情報を踏まえた講義内容とする。

○ 福祉用具の役割

- ・ 利用者の日常生活動作(ADL)等の改善
- ・ 介護予防
- ・ 自立支援
- ・ 介護負担の軽減

○ 福祉用具の利用場面

- ・ ※必要に応じて、視聴覚教材の活用、医療・介護現場の実習・見学等を組み合わせる。

② 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理

【見直しにあたってのポイント】

- ・ 貸与と販売の選択制導入にあたり、福祉用具専門相談員は多職種からの情報を適切に把握し、利用者へ説明することもこれまで以上に重要な役割となる。よって専門職として理解しておくべき事項を具体的な内容に追記した。
- ・ また、BCP(業務継続計画)が義務付けられる中、介護サービス事業者としての社会的責任、責務は重要であり、その認識を深めるために、「目的」に「高齢者等を支援する専門職であることを認識する」と位置付け、専門職としての自己研鑽、介護サービス事業者の責務・役割を追記した。地域包括ケアシステムの深化の中で、医療・介護連携とチームアプローチの必要性、重要性について講師よりご説明頂きたい。

a) 時間

- ・ 1時間

b) 形式

- ・ 講義

c) 目的

- ・ 介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割を理解し、高齢者等を支援する専門職であることを認識する。
- ・ 福祉用具専門相談員としての職業倫理の重要性を理解する。

d) 到達目標

- ・ 福祉用具による支援の手順に沿って、福祉用具専門相談員の役割を列举できる。
- ・ 介護保険制度の担い手として職業倫理の重要性を理解し、サービス事業者としての社会的責任について留意点を列举できる。

e) 内容

- 介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割
- 福祉用具専門相談員の業務内容
 - ・ 福祉用具による支援(利用目標や選定の援助、福祉用具貸与計画等の作成、使用方法の指導、機能等の点検等)
- 福祉用具専門相談員の職業倫理と介護サービス事業者としての責務
 - ・ 指定基準(人員基準・設備基準・運営基準)
 - ・ 介護サービス事業者としての社会的責任(法令順守、継続的なサービス提供体制の確保と業務継続計画等)
 - ・ 地域包括ケアシステムにおける医療・介護連携とチームアプローチ
 - ・ 福祉用具専門相談員の倫理(法令順守、守秘義務、説明責任、利用者本位、専門性の向上、社会貢献等)
 - ・ 自己研鑽の努力義務(必要な知識及び技能の修得、維持及び向上)

【介護保険制度等に関する基礎知識】

③ 介護保険制度等の考え方と仕組み

【見直しにあたってのポイント】

- ・ 高齢者・障害者等の支援を行うために、テクノロジーの活用の推進が行われているところであり、介護現場での活用動向について、内容に追記した。
- ・ なお、テクノロジーの活用等は日々進化しているところであるため、指定講習事業者及び講師には常に最新の情報を基に講義をお願いしたい。

a) 時間

- ・ 2時間

b) 形式

- ・ 講義

c) 目的

- ・ 介護保険制度等の目的と、基本的な仕組みを理解する。
- ・ 地域包括ケアに係る関連施策について理解し、福祉用具専門相談員はその担い手の一員であることを自覚する。
- ・ 地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務について理解する。

d) 到達目標

- ・ 介護保険制度等の理念、給付や認定の方法及び介護サービスの種類・内容を列挙できる。
- ・ 地域包括ケアの理念を概説できる。
- ・ 地域包括ケアの構成要素と、支える主体を列挙できる。
- ・ 地域ケア会議の役割・機能を概説できる。
- ・ 地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務を列挙できる。

e) 内容

○ 介護保険制度等の目的と仕組み

- ・ 介護保険法の理念(尊厳の保持、自立支援、利用者選択と自己決定等)
- ・ 介護保険制度の仕組み(要介護認定、サービス提供、費用負担等)
- ・ 介護サービスの種類と内容 ※最新の情報を踏まえたものとする。
- ・ 介護サービスのテクノロジー活用推進の動向(科学的介護情報システム等)
- ・ 高齢者・障害者の保健・福祉に関連した制度(障害者総合支援法等)の概要

○ 地域包括ケアの考え方

- ・ 地域包括ケアの理念(住み慣れた地域での生活の継続、包括的な支援等)
- ・ 構成要素(医療・介護・予防・住まい・生活支援)と多様な支え方(自助・互助・共助・公助)
- ・ 地域ケア会議の役割・機能
- ・ 医療・介護に関わる各専門職の役割

④ 介護サービスにおける視点

【見直しにあたってのポイント】

- ・ 令和3年度報酬改定では、介護サービスを提供する者として、虐待の早期発見・報告が努力義務とされている、また、身体拘束についてもその正しい理解と発見した場合の対応については、福祉用具専門相談員として知っておくべき事項であるため追加した。
- ・ また、令和3年度から退院退所前カンファレンス等への福祉用具専門相談員の参加についても、具体的に明示されたことから、医療・介護職等からどのような情報連携をすべきかなども含め、理解してもらうことが重要と考え、内容に追加した。

a) 時間

- ・ 2時間

b) 形式

- ・ 講義

c) 目的

- ・ 介護サービスを提供するに当たって基本となる視点を修得する。
- ・ ケアマネジメントの考え方を踏まえ、福祉用具に係るサービスの位置付けや多職種連携の重要性を理解する。

d) 到達目標

- ・ 利用者の人権と尊厳を保持した関わりを持つ上で配慮すべき点について列挙できる。
- ・ ケアマネジメントや介護予防、多職種連携の目的を概説できる。
- ・ 居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性を概説できる。
- ・ 国際生活機能分類(ICF)の考え方を概説できる。

e) 内容

○ 人権と尊厳の保持

- ・ プライバシー保護、ノーマライゼーション、クオリティオブライフ(QOL)
- ・ 虐待防止(早期発見の努力義務、発見から通報までの流れ)
- ・ 身体拘束禁止と緊急やむを得ない場合の対応

○ ケアマネジメントの考え方

- ・ ケアマネジメントの意義・目的(人間の尊厳、自立支援及び自己決定・自己実現)
- ・ ケアマネジメントの手順(アセスメント、ケアプラン作成、サービス担当者会議、説明と同意及びモニタリング)
- ・ 居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等との関係性
- ・ 介護予防の目的と視点
- ・ 国際生活機能分類(ICF)の考え方
- ・ 多職種連携の目的と方法(介護に関わる専門職の種類と専門性及びサービス担当者会議、退院退所前カンファレンス等における医療・介護職からの情報収集や連携の具体例)

【高齢者と介護・医療に関する基礎知識】

⑤ からだとこころの理解

【見直しにあたってのポイント】

- ・ 令和3年度介護報酬改定では、全介護保険サービス事業者に対し、認知症基礎研修を受講させることが義務とされたが、「福祉用具貸与」は対象外とされている。しかし、福祉用具専門相談員においても認知症利用者との関わる機会は増えており、福祉用具を安全に利用いただくためにも、理解しておくべき事項である。従来からも認知症の理解と対応として取り上げてきたが、認知症ケアの基礎となる理念や考え方など、内容を追記した。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の発生により、感染症対策も高齢者との関わりにおいては重要な事項である。よって、内容を追加するとともに時間を増加した。

a) 時間

- ・ 6.5 時間

b) 形式

- ・ 講義

c) 目的

- ・ 高齢者等の心身の特徴と日常生活上の留意点を理解する。
- ・ 認知症に関する基本的な知識を踏まえ、認知症高齢者との関わり方を理解する。
- ・ 感染症に関する基本的な知識を踏まえ、必要となる感染症対策を理解する。

d) 到達目標

- ・ 加齢に伴う心身機能の変化の特徴を列挙できる。
- ・ 高齢者に多い疾病の種類と症状を列挙できる。
- ・ 認知症の症状と心理・行動の特徴を把握し、認知症ケアの実践に必要な基礎的事項を概説できる。
- ・ 主な感染症と感染症対策の基礎的事項、罹患した際の対応を概説できる。

e) 内容

- 加齢に伴う心身機能の変化の特徴
 - ・ 身体機能の変化の特徴(筋・骨・関節の変化、認知機能の変化、体温維持機能の変化、防衛反応の低下、廃用症候群)
 - ・ フレイルと健康寿命
 - ・ 心理機能の変化の特徴(喪失体験、環境への不適応等)
 - ・ 介護保険に定める特定疾病
- 認知症の人の理解と対応
 - ・ 認知症の人を取り巻く状況
 - ・ 認知症ケアの基礎となる理念や考え方

- ・ 認知症の症状
- ・ 認知症高齢者の心理・行動の特徴と対応
- 感染症と対策
 - ・ 感染症の種類、原因と経路
 - ・ 基本的な感染症対策と罹患した際の対応

⑥ リハビリテーション

【見直しにあたってのポイント】

- ・ 見直し事項はないが、介護予防や軽度者への支援にあたり、リハビリテーション専門職等との連携は重要であるため、リハビリテーションの基礎、補装具や自助具等を含む福祉用具の役割について、指定講習事業者及び講師には、理解を促してもらいたい。

a) 時間

- ・ 2時間

b) 形式

- ・ 講義

c) 目的

- ・ リハビリテーションの考え方を理解する。
- ・ リハビリテーションにおける福祉用具の関係性を理解する。

d) 到達目標

- ・ リハビリテーションの考え方と内容を概説できる。
- ・ リハビリテーションにおける福祉用具の関係性と、リハビリテーションに関わる専門職との連携におけるポイントを列挙できる。

e) 内容

- リハビリテーションの基礎知識
 - ・ リハビリテーションの考え方と内容
 - ・ リハビリテーションに関わる専門職の役割
- リハビリテーションにおける福祉用具の役割
 - ・ リハビリテーションで用いられる福祉用具の種類と内容
 - ・ リハビリテーション専門職との連携

⑦ 高齢者の日常生活の理解

【見直しにあたってのポイント】

- ・ 見直し事項はないが、高齢者の日々の生活とそこでの行動や、動作の状況をイメージできるようになり、必要な福祉用具の選定・提案をするための知識が必要である。自宅内での生活だけでなく、社会参加も意識し、介護予防の視点での選定・提案の基礎となる知識について、指定講習事業者及び講師から理解を促してもらいたい。

a) 時間

- ・ 2時間

b) 形式

- ・ 講義

c) 目的

- ・ 高齢者等の日常生活の個別性や家族との関係など、生活全般を捉える視点を修得する。
- ・ 基本的動作や日常生活動作(ADL)・手段的日常生活動作(IADL)の考え方、日常生活を通じた介護予防の視点を理解する。

d) 到達目標

- ・ 日常生活には個別性があることを理解し、生活リズム、生活歴、ライフスタイル、家族や地域の役割等を列挙できる。
- ・ 基本的動作や日常生活動作(ADL)・手段的日常生活動作(IADL)の種類を列挙できる。
- ・ 自宅や地域での日常生活を通じた介護予防を列挙できる。

e) 内容

○ 日常生活について

- ・ 生活リズム、生活歴、ライフスタイル、家族や地域の役割等

○ 基本的動作や日常生活動作(ADL)の考え方

- ・ 基本的動作の種類と内容(寝返り、起き上がり、座位、立ち上がり、立位、着座、歩行、段差越え、階段昇降等)
- ・ 日常生活動作(ADL)、手段的日常生活動作(IADL)の種類と内容
- ・ 自宅や地域での日常生活を通じた介護予防

⑧ 介護技術

【見直しにあたってのポイント】

- ・ 実際に福祉用具を見る・触るなどの機会を設けるなど、演習も組み合わせた講義を行うことで、受講者の理解促進につながると考え、形式に「演習」を追加した。
- ・ 介護を要する利用者の状態像を踏まえた利用者とのコミュニケーションや対応にあたって配慮すべき点など、受講者同士でのシミュレーションなど通じて、指定講習事業者及び講師から理解を促してもらいたい。

a) 時間

- ・ 4時間

b) 形式

- ・ 講義・演習

c) 目的

- ・ 日常生活動作ごとの介護の意味と手順を踏まえ、福祉用具の選定・適合に当たって着目すべき動作のポイントを理解する。

d) 到達目標

- ・ 日常生活動作(ADL)に関連する介護の意味と手順について列挙できる。
- ・ 各介護場面における動作のポイントと、それを支える福祉用具の役割を列挙できる。

e) 内容

○ 日常生活動作(ADL)(※)における基本的な介護技術

- ・ 介護を要する利用者の状態像
- ・ 日常生活動作に関連する介護の意味と手順、その際に用いる福祉用具

※食事、排泄、更衣、整容、入浴、移動・移乗、コミュニケーションなど

⑨ 住環境と住宅改修

【見直しにあたってのポイント】

- ・ 住宅改修のイメージをつかめるよう、高齢者にとっての住まいにおける課題等について受講者同士でディスカッションを行う、実際の住宅改修の事例や写真等を使用して事例検討を行うなどの演習も含められるよう、形式に「演習」を追加した。
- ・ 介護保険制度における住宅改修の制度や目的、仕組みを理解し、利用者の生活動線を踏まえた、住環境整備の基礎知識について、指定講習事業者及び講師から理解を促してもらいたい。

a) 時間

- ・ 2時間

b) 形式

- ・ 講義・演習

c) 目的

- ・ 高齢者の住まいにおける課題や住環境の整備の考え方を理解する。
- ・ 介護保険制度における住宅改修の目的や仕組みを理解する。

d) 到達目標

- ・ 高齢者の住まいの課題を列挙できる。
- ・ 住環境の整備のポイントを列挙できる。
- ・ 介護保険制度における住宅改修の目的や仕組みを概説できる。

e) 内容

- 高齢者の住まい
 - ・ 住宅構造・間取り・設備の種類等の高齢者の住まいにおける課題
- 住環境の整備
 - ・ 住環境整備の考え方
 - ・ 基本的な整備のポイント(トイレ、浴室、玄関、居室等の段差解消、床材選択、手すりの取付け等)
- 介護保険制度における住宅改修
 - ・ 住宅改修の目的、範囲、手続きの手順等

【個別の福祉用具に関する知識・技術】

⑩ 福祉用具の特徴

【見直しにあたってのポイント】

- ・ 福祉用具の種類や機能及び構造は日々進化していることを踏まえ、指定講習事業者及び講師には常に最新の情報を基に講義をお願いしたい。特にテクノロジーを活用した福祉用具も増えてきており、利用者が安全に使用するため、福祉用具の機能や構造による注意事項等も正しく理解し、利用者に説明できるよう、受講者同士でのシミュレーションなど通じて理解を促せるよう、形式に「演習」を追加した。
- ・ (可能であれば)実際に福祉用具を見る・触るなどの機会を設け、使用方法や留意点を理解できるとよい。

a) 時間

- ・ 8時間

b) 形式

- ・ 講義・演習

c) 目的

- ・ 福祉用具の種類、機能及び構造を理解する。
- ・ 基本的動作や日常の生活場面に応じた福祉用具の特徴を理解する。

d) 到達目標

- ・ 福祉用具の種類、機能及び構造を概説できる。
- ・ 基本的動作と日常の生活場面に応じた福祉用具の関わりや福祉用具の特徴を列挙できる。

e) 内容

○ 福祉用具の種類、機能及び構造

※起居、移乗、移動、床ずれ、排泄、入浴、食事・更衣・整容、コミュニケーション・社会参加関連用具及びテクノロジーを活用した機能を有する福祉用具等、最新の情報を踏まえた講義内容とする。

○ 基本的動作と日常の生活場面に応じた福祉用具の特徴

⑪ 福祉用具の活用

【見直しにあたってのポイント】

- ・ 福祉用具の機能や構造を理解した上で、利用者の状態像を踏まえた福祉用具の選定・提案の考え方を理解する必要があるため、形式に「講義」を追加した。
- ・ (可能であれば)実際に福祉用具を見る・触るなどの機会を設け、組み立てや使用方法、誤った使用例などを体験し、留意点を理解できるとよい。

a) 時間

- ・ 8時間

b) 形式

- ・ 講義・演習

c) 目的

- ・ 福祉用具の基本的な選定・適合技術を修得する。
- ・ 高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法を修得する。

d) 到達目標

- ・ 各福祉用具の選定・適合を行うことができる。
- ・ 高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法を概説できる。

e) 内容

- 各福祉用具の選定・適合技術
 - ・ 福祉用具の選定・適合の視点と実施方法
 - ・ 福祉用具の組み立て・使用方法
- 高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法

⑫ 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント <追加>

【見直しにあたってのポイント】

- ・ 介護保険制度における福祉用具貸与販売種目のあり方検討会の議論において、「福祉用具利用による事故を未然に防ぐ取組の促進、事故情報等の活用」は重要な対応事項となっているため、新人の福祉用具専門相談員においても、リスクマネジメントの重要性や、事故防止と事故発生時の対応については知っておくべき事項であるため、本事業の見直しにおいて新たな科目として追加した。
- ・ 指定講習事業者及び講師には、事故・ヒヤリハットの情報収集・把握の方法や、情報を把握した後の対応・報告などの基本的なルールとともに、福祉用具の使用にあたり、種目別に起こりやすい事故を説明いただき、ヒヤリハット収集の必要性を促し、利用者や家族へ注意喚起ができるよう、事故事例や注意点を丁寧に説明頂きたい。
- ・ なお、以下のようなツールを活用した演習を行うことで、福祉用具を使用する介護現場を想像し、危険を予測する意識が醸成されることを期待する。
 - 福祉用具ヒヤリハット 研修教材(公益財団法人テクノエイド協会) など

a) 時間

- ・ 1.5時間

b) 形式

- ・ 講義・演習

c) 目的

- ・ 福祉用具を安全に利用する上で必要となるリスクマネジメントの重要性を理解する。
- ・ 福祉用具事故・ヒヤリハットに関する情報収集の方法と事故報告の流れを理解する。

d) 到達目標

- ・ 福祉用具利用のリスクマネジメントについて理解し、事故防止の取組や事故発生時の対応について概説できる。
- ・ 福祉用具を安全に利用する上での留意点を理解し、重大事故や利用時に多いヒヤリハットを例示できる。

e) 内容

- 福祉用具利用安全に関わる情報収集の重要性と具体的方法
 - ・ 消費生活用製品安全法における重大事故の報告義務
 - ・ 重大事故の情報収集、ヒヤリハット情報収集
- 福祉用具事業者の事故報告義務
 - ・ 事故報告の仕組みと事故報告様式
 - ・ 事故要因分析と再発防止策
- 危険予知とリスクマネジメントの取組
 - ・ 福祉用具を安全に利用する上での留意点(誤った使用方法、典型的な事故や重大事

故)

- ・ 様々な福祉用具を組み合わせて活用している等、実際の介護場面に潜む危険の予測

【福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識・総合演習】

⑬ 福祉用具の供給とサービスの仕組み

【見直しにあたってのポイント】

- ・ 実際に福祉用具を提供するための制度やサービス提供プロセスを理解し、福祉用具専門相談員によるサービス提供における必要な役割・知識を理解することが必要であるため、内容を具体的に追記した。
- ・ 介護保険制度等が複雑化しており、福祉用具の提供にあたっては複数提案や貸与・販売の選択制の導入など供給(サービス)の流れの基礎知識をしっかりと学び、理解する必要があるため、今回の見直しにおいて時間数も増加(2時間→3時間)した。
- ・ 初任者にあたる受講者にとって理解することが難しい点であり、「⑭福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用」に至る段階として、福祉用具がどのような供給・サービスであるのかの全体を把握できるよう、指定講習事業者及び講師には、受講者への理解を促してもらいたい。

a) 時間

- ・ 3時間

b) 形式

- ・ 講義

c) 目的

- ・ 福祉用具の供給やサービスの流れ、及びサービス提供を行う上での留意点について理解する。
- ・ 清潔かつ安全で正常な福祉用具を提供する意義と整備方法を理解する。

d) 到達目標

- ・ 福祉用具の供給やサービスの流れと各段階の内容を列挙できる。
- ・ 介護保険制度等における福祉用具サービス提供時の留意点を概説できる。
- ・ 福祉用具の整備の意義とポイントを列挙できる。

e) 内容

- 福祉用具の供給やサービスの流れ
 - ・ 介護保険法における福祉用具サービスの内容(貸与・特定福祉用具販売)
 - ・ 福祉用具の供給(サービス)の流れ
- 福祉用具サービス提供時の留意点

- ・ 機能や価格帯の異なる複数商品の提示、選定の判断基準、要支援・要介護1の者等への給付制限と例外給付の対応、貸与・販売の選択制対象種目への対応
 - ・ 介護施設・高齢者住宅の区分・種類に応じた福祉用具サービス提供の可否
 - ・ 介護保険制度における福祉用具サービスと補装具・日常生活用具給付制度との適応関係等
- 福祉用具の整備方法
- ・ 清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具提供のための消毒、保守点検等の方法と留意点

⑭ 福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用

【見直しにあたってのポイント】

- ・ 福祉用具による支援プロセスと福祉用具貸与計画の意義や作成を受講者が理解しやすいよう、現行カリキュラムにおける「福祉用具貸与計画等の意義と活用」(講義)と「福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成」(演習)を効果的に組み合わせ、一体的に実施している指定講習事業者があった。検討委員会の議論においても、講義・演習を一体的に実施できた方が、教えやすく、受講者も理解しやすいとの意見があったところであり、本事業の見直しにおいて統合した。
- ・ 指定講習事業者及び講師においては、講義と演習を効果的に組み合わせることで、サービス提供プロセスごとに必要な視点や記録等を知り、現場での実践がイメージできるよう指導いただきたい。
- ・ また、福祉用具貸与計画等の作成に関する演習では、実際の現場で多く対応するであろう複数事例について体験することにより、福祉用具専門相談員の役割や多職種連携の重要性などを再認識できるよう指導いただくことで、指定講習の内容の振り返りとなるよう配慮いただきたい。

a) 時間

- ・ 10時間

b) 形式

- ・ 講義・演習

c) 目的

- ・ 福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の位置付けを理解する。
- ・ 福祉用具貸与計画等の作成と活用方法を理解する。
- ・ 利用者の心身の状況や生活における希望、生活環境等を踏まえた利用目標の設定や選定の重要性を理解する。
- ・ モニタリングの意義や方法を理解する。
- ・ 福祉用具の支援プロセスにおける安全利用推進の重要性を理解する。
- ・ 事例を通じて、福祉用具貸与計画等の基本的な作成と活用技術を修得し、PDCAサイクルに基づく福祉用具サービスのプロセスを理解する。
- ・ 多職種連携において福祉用具専門相談員が果たす役割を理解するとともに、継続して学習

し研鑽することの重要性を認識する。

d) 到達目標

- ・ 福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の位置付けについて概説できる。
- ・ 福祉用具貸与計画等の項目の意味と内容について概説できる。
- ・ 福祉用具貸与計画等の作成と活用における主要なポイントを列挙できる。
- ・ 利用者の心身の状況や生活における希望、生活環境等を踏まえた利用目標の設定や選定の重要性を理解し、概説できる。
- ・ モニタリングの意義や方法を概説できる。
- ・ 福祉用具の支援プロセスにおける安全利用推進の重要性について概説できる。
- ・ 福祉用具貸与計画等の作成・活用方法について、福祉用具による支援の手順に沿って列挙できる。
- ・ 個別の状態像や課題に応じた福祉用具による支援の実践に向けて、多職種連携の重要性を理解し、福祉用具専門相談員としての目標や自己研鑽の継続課題を列挙できる。

e) 内容

- 福祉用具による支援と PDCA サイクルに基づく手順の考え方
 - ・ アセスメント、利用目標の設定、選定、福祉用具貸与計画等の作成・交付、適合・使用方法の説明、モニタリングと記録の交付
 - ・ 居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性
- 福祉用具貸与計画等の意義と目的
 - ・ 記録の意義・目的(サービス内容の明確化、情報共有、エビデンス、リスクマネジメント)
- 福祉用具貸与計画等の記載内容
 - ・ 利用者の基本情報、福祉用具が必要な理由、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種と当該用具を選定した理由、モニタリング実施時期、その他関係者間で共有すべき情報(福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項等)
- 福祉用具貸与計画等の活用方法
 - ・ 利用者・家族や多職種連携による情報共有とチームアプローチ
- モニタリングの意義と方法
 - ・ モニタリングの意義・目的
 - ・ モニタリング時における確認事項(福祉用具の利用状況や安全性の確認、目標達成度の評価、貸与継続の必要性、計画変更等)
- 状態像に応じた福祉用具の利用事例(福祉用具の組合せや利用上の留意点、見直しの頻度、医療・介護・地域資源との連携方法等)
- 事例による総合演習
 - ・ 事例に基づくアセスメント、利用目標の設定、福祉用具の選定及び福祉用具貸与計画等の作成とモニタリングの演習
 - ・ 利用者・家族やサービス担当者会議等での福祉用具貸与計画等のわかりやすい説明

及びモニタリングに関するロールプレイング

※事例は、脳卒中による後遺症、廃用症候群、認知症など要介護者高齢者に多い状態像とし、地域包括ケアにおける福祉用具貸与等の役割や多職種からの情報収集等による連携の重要性に対する理解が深まるものが望ましい。

※講習の締め括りとしての講義・演習であることから、全体内容の振り返りとともに継続的に自己研鑽することの必要性を理解できることが望ましい。

2.2.2 修了評価について

修了評価については、「全科目の修了時に、「福祉用具専門相談員指定講習における目的、到達目標及び内容の指針」に定める「到達目標」に沿って、各受講者の知識・技術等の修得度を評価すること」とされており、その実施方法は以下の通りである。

- ・ 筆記の方法による修了評価を1時間程度実施する(修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めない)
- ・ 科目の修得度については、各科目で設ける到達目標に照らして評価を行う
- ・ 到達目標に示す知識・技術等の修得が十分でない場合には、必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努める

指定講習カリキュラムは、福祉用具専門相談員に就くために学ぶ、基本的な事項を網羅するものである。従って修了評価は講義内容の修得度を確認するため、一定の評価(合格基準)は必要ではあるが、評価に達していない場合には、指定講習事業者は評価に達するよう支援が必要である。

修了評価は各科目での学びが「到達目標」に達しているかを確認するものであるため、指定講習事業者が修了評価を行う上での基準となる「到達目標」について理解が深まるよう、受講者にどこまでの知識・技術の修得度を求め、指定講習事業者としてどのように評価すべきか、検討委員会にて議論を行った。その結果を踏まえ、現行の指定講習カリキュラムで求める「到達目標」で用いられている「列挙できる」「概説できる」については、アウトプットすることが重要であることを認識いただけるよう、用語の意図を改めて図表 5 のとおり整理した。

本事業で実施した指定講習事業者向け調査結果から、「到達目標」の評価方法への悩み(正しく評価できているのか)、設問が毎年同じものを使用している事業者がある、合格基準が決められておらず指定講習事業者を管轄する都道府県によって異なるなどの課題が挙げられている。これらの課題に対し、都道府県及び指定講習事業者に対し、修了評価の目的や評価の方法等、本事業で議論された内容を含め改めて周知し、理解を求めることとした。

また、評価に使用している設問については、テキストの出版社が提供しているものを使用している事業者や、毎年、事務局が各講師と作成している事業者があった。テキストの出版社についても本事業におけるカリキュラムの見直しのポイントを踏まえた更新と、修了評価の目的を理解した設問作成をお願いしたい。

¹「福祉用具専門相談員について」(平成 18 年3月 31 日付け厚生労働省老健局振興課長通知、平成 26 年 12 月 12 日最終改正)

2.2.3 講師要件の見直し(案)

指定講習事業者は、カリキュラムの内容を踏まえ、科目別に十分な知識・技術や経験に基づき、かつ当該科目のねらい等に沿って適切に講義・演習を実施できる講師を確保する必要がある。

カリキュラム見直しと併せ、改めて現行カリキュラムにおける講師要件を確認し、アンケート調査及びヒアリング調査結果を踏まえ、検討委員会で議論し、講師要件の見直し(案)を以下の通り作成した。

図表 6 指定講習の講師要件の見直し(案)

科目名	講師要件
福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	
福祉用具の役割	・保健師 ・看護師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・福祉用具専門相談員 ・公益財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具プランナー研修修了者(以下「福祉用具プランナー研修修了者」という。) ・大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目又はそれと類似する科目を担当する教員(非常勤を含む。以下「大学院等教員」という。) ・前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	
介護保険制度等に関する基礎知識	
介護保険制度等の考え方と仕組み	・高齢者保健福祉を担当している行政職員 ・保健師 ・看護師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・社会福祉士 ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・大学院等教員 ・前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
介護サービスにおける視点	
高齢者と介護・医療に関する基礎知識	
からだところの理解	・医師 ・保健師 ・看護師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・精神保健福祉士 ・大学院等教員 ・前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
リハビリテーション	
高齢者の日常生活の理解	・保健師 ・看護師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・介護福祉士 ・介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員(以下「介護機器相談指導員」という。) ・大学院等教員 ・前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
介護技術	
住環境と住宅改修	・理学療法士 ・作業療法士 ・福祉用具専門相談員 ・福祉住環境コーディネーター1級・2級合格者 ・福祉用具プランナー研修修了者 ・1級・2級建築士 ・大学院等教員 ・前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
個別の福祉用具に関する知識・技術	
福祉用具の特徴	・保健師 ・看護師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・介護福祉士 ・福祉用具専門相談員 ・福祉用具プランナー研修修了者 ・介護機器相談指導員 ・大学院等教員 ・前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
福祉用具の活用	
福祉用具の安全利用とリスクマネジメント	・理学療法士 ・作業療法士 ・福祉用具専門相談員 ・福祉用具プランナー研修修了者 ・介護機器相談指導員 ・大学院等教員 ・前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識・総合演習	
福祉用具の供給とサービスの仕組み	・保健師 ・看護師 ・理学療法士 ・作業療法士 ・介護福祉士 ・福祉用具専門相談員 ・福祉用具プランナー研修修了者 ・大学院等教員 ・前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画の作成と活用	

※下線・太字の箇所が現行からの見直し(案)

2.2.4 新旧対照表

科目・時間の新旧比較表は以下の通り。詳細な比較表は、報告書を参照いただきたい。

図表 7 科目・時間の新旧対照表

【現行の指定講習カリキュラム】		【指定講習リキュラム見直し(案)】	
科目	時間数	科目	時間数
1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	2時間	1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	2時間
福祉用具の役割	(1時間)	福祉用具の役割	(1時間)
福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	(1時間)	福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	(1時間)
2 介護保険制度等に関する基礎知識	4時間	2 介護保険制度等に関する基礎知識	4時間
介護保険制度等の考え方と仕組み	(2時間)	介護保険制度等の考え方と仕組み	(2時間)
介護サービスにおける視点	(2時間)	介護サービスにおける視点	(2時間)
3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	16時間	3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	16.5時間
からだところの理解	(6時間)	からだところの理解	(6.5時間)
リハビリテーション	(2時間)	リハビリテーション	(2時間)
高齢者の日常生活の理解	(2時間)	高齢者の日常生活の理解	(2時間)
介護技術	(4時間)	介護技術	(4時間)
住環境と住宅改修	(2時間)	住環境と住宅改修	(2時間)
4 個別の福祉用具に関する知識・技術	16時間	4 個別の福祉用具に関する知識・技術	17.5時間
福祉用具の特徴	(8時間)	福祉用具の特徴	(8時間)
福祉用具の活用	(8時間)	福祉用具の活用	(8時間)
		福祉用具の安全利用とリスクマネジメント	(1.5時間)
5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識	7時間	5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識・総合演習	13時間
福祉用具の供給の仕組み	(2時間)	福祉用具の供給とサービスの仕組み	(3時間)
福祉用具貸与計画等の意義と活用	(5時間)	福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用	(10時間)
6 福祉用具の利用の支援に関する総合演習	5時間		
福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成	(5時間)		
50時間		53時間	

※下線・太字の箇所が現行からの見直し(案)

2.2.5 効果的な運営に向けた実施方法等について

前回見直しが実施された平成 27 年度以降、WEB 会議システムの充実や新型コロナウイルス感染症の流行により各種研修会や講習会等、オンラインで実施する機会が増加した。

本事業で実施した指定講習事業者向けアンケート調査でも一部の指定講習事業者で講義科目を中心にオンラインで実施していることがわかった。また、福祉用具専門相談員(教育指導担当)向けのアンケート調査でも回答者の約半数が「オンラインがよい」と回答し、ヒアリング調査の中でも受講者の移動負担等を理由にオンライン開催を希望する意見があった。一方、オンラインではあまり質問等もできないのではないか、知識だけでなく同業者との関係性の構築、実際に福祉用具に触れて実技・演習ができる等の付加価値がある等、集合型の有用性についても確認できたところである。

令和5年 12 月 21 日に発出された事務連絡「福祉用具専門相談員指定講習の実施に係るオンラインの活用について」(厚生労働省老健局高齢者支援課)では、「福祉用具専門相談員指定講習に関し、講習の受講はもとより、受講の申込みや修了証の発行等の講習に係る手続きについても、ICT 等を活用してオンラインで実施することは差し支えない。」とされている。

これらを踏まえ、運営方法については、集合型か、オンラインかのいずれかではなく、受講者の受講負担の軽減も考慮しつつ、福祉用具専門相談員として必要な知識・能力を備えることができる開催方法を指定講習事業者には選択いただき、修了評価等を通じて確認いただきたい。なお、アンケート調査及びヒアリング調査で把握したオンラインで行う際のポイント(例)を以下の通り整理した。

図表 8 オンラインで行う際のポイント(例)

【事前準備】

- ・ 受講者の中にはオンラインでの操作等に不慣れな方もいるため、事前にオリエンテーションの日を設けて基本操作の練習をしてもらう
- ・ 事前に紙ベースの資料を配布しておく
- ・ オンライン上にブレイクアウトルームを用意して意見交換出来るように準備しておく。

【講義・演習について】

- ・ 対面開催時にグループ内の顔合わせを行い、グループワークがスムーズに進むようにする
- ・ オンライン上では福祉用具に触れられない分、多くの動画を用意し広く知識を修得できるようにする
- ・ カメラ越しにできることは講師がやって見せて、実際に受講者にも画面越しにやってもらう

3. 本事業のまとめ、今後の課題

3.1 本事業のまとめ(指定講習カリキュラムの見直しについて)

アンケート調査、ヒアリング調査による現場の実態も踏まえ、指定講習カリキュラムの見直しにあたり、現行の指定講習カリキュラムの位置づけ・基本的な考え方については踏襲し、かつ、介護分野の知識・技術を持たない受講者が、介護保険制度によるサービス提供を行う専門職として、基本的な知識・技術を網羅的に学ぶカリキュラムとすることとした。本事業で実施した指定講習カリキュラムの見直しの状況は以下の通りである。

図表 9 本事業における指定講習カリキュラムの見直しの概要

	内容
見直しの方針	介護分野の知識・技術を持たない受講者が、介護保険制度によるサービス提供を行う専門職として、基本的な知識・技術を網羅的に学ぶカリキュラムとする。
科目	現行カリキュラムの科目、構成を踏襲。一部、以下の見直しを実施。 追加：⑫ 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント(1.5 時間、講義・演習) ➤ 福祉用具貸与・販売の選択制導入もあり、福祉用具の安全利用とリスクマネジメントは全ての福祉用具専門相談員が理解しておくべきであるため追加した 統合：⑭ 福祉用具による支援プロセスの理解・福祉用具貸与計画等の作成と活用(10 時間、講義・演習) ➤ 福祉用具による支援プロセスと福祉用具貸与計画の意義や作成を受講者が理解しやすいよう、現行カリキュラムにおける「福祉用具貸与計画等の意義と活用」(講義)と「福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成」(演習)を統合した。
形式	講義・演習を組み合わせることで目的を踏まえた到達目標の達成、受講者の理解がより促進されると想定される科目について、「講義」または「演習」を追加。 ➤ 「講義」を追加：⑪福祉用具の活用 ➤ 「演習」を追加：⑧介護技術、⑨住環境と住宅改修、⑩福祉用具の特徴
目的、到達目標	現行の科目については内容の見直しを踏まえ、目的・到達目標の見直し(表現を含む)を実施。修了評価での確認事項となるため、「列挙できる」「概説できる」のようなアウトプットできるものを「到達目標」としており、修了評価にて目的の達成状況を把握いただきたい。
内容	見直しに向けた課題整理を基に、検討委員会での議論も踏まえ基礎的な知識・技術として学ぶべき事項に絞って内容を見直し・拡充。 詳細は「2.2 カリキュラム見直し(案)」を参照。
修了評価	現行カリキュラムを踏襲。 但し、指定講習事業者には到達目標の達成状況を確認できるよう、修了評価の

	設問づくりや、合格基準に満たない受講者への支援をお願いしたい。
講師要件	⑥リハビリテーション「看護師」を追加。 ➤ 講師確保が困難な科目であるとの実態への対応。 ➤ 訪問看護等で業務経験があり、リハビリテーションの知識を有する看護師を想定。
受講時間	53 時間(+修了評価1時間程度)に変更(3時間拡充) ➤ 内容の見直し・拡充 ➤ 科目追加(⑫ 福祉用具の安全利用とリスクマネジメント)

3.2 今後の課題

(1) 講義の質の均質化について

本事業を通じ講師の確保や質の均質化についても課題があることがわかった。指定講習事業者の多くは科目別に開催日程を踏まえ講師依頼を行っており、講義内容についても講師と事務局における1対1での調整になっているところが多い。しかし、本指定講習は全ての科目の内容を総合的に理解することで、福祉用具専門相談員として必要な知識・技術を学ぶものになっている。よって、カリキュラムの横断的な関係性も各講師には理解いただくことが重要である。指定講習事業者については、講師同士の連携の機会や指定講習への理解促進について配慮いただきたい。

また、講師確保に課題を持つ指定講習事業者においては現場経験が豊富な福祉用具専門相談員や事業所の管理者、講義・指導ができる福祉用具専門相談員(福祉用具サービス計画作成 SV 養成研修修了者等)を活用することも一案である。特に今回新たに追加した「福祉用具の安全利用とリスクマネジメント」については、高齢者の身体機能や動作等を学んでいる理学療法士や作業療法士などの有資格者だけでなく、実際に利用者に関わっている現任の福祉用具専門相談員に講師を依頼することで、実際の現場経験を踏まえた講義や演習の実施が期待できる。

さらに、講義・演習の内容の質の標準化に向けて、現在は市販のテキストとともに各講師が独自で作成した副教材を活用しているケースが多い。副教材は講師が講義用にわかりやすく説明資料を工夫していたり、講師の経験を基に具体的な事例を紹介している一方、講師によってその濃淡が異なるため、質のばらつきに繋がっている可能性が推察される。よって、今後、指定講習事業者で共通で利用できる動画コンテンツや演習教材の配布、講師向けの指導ポイントをまとめるなど、受講者にとって指定講習で学べるべき内容を確実に修得できる取組が必要である。

(2) 修了評価について

1) 評価基準について

指定講習の実施方法及び基準²として、「指定講習の修了評価については、指定講習修了者の質の確保を図る観点から、厳正に行われる必要がある。」「修了評価の実施方法については、筆記の方法により

² 「福祉用具専門相談員について」(平成 18 年3月 31 日付け厚生労働省老健局振興課長通知、平成 26 年 12 月 12 日最終改正)

一時間程度実施するものとし、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めないものとする」の記載に留まり、その具体的な内容や合格基準等は定められておらず、管轄する各都道府県によって異なる実態がある。

また、修了評価の設問を毎年同じものを使っている事業者があることも課題となっている。指定講習事業者によっては、毎年講師と相談の上、設問の見直しを実施している事業者もあったが、作成にあまり苦慮している実態もあった。よって、修了評価の標準化に向けて、指定講習事業者向けに修了評価の設問や解説、合格基準等を配布するなどの取組が必要である。

2) 欠席者や合格基準に満たなかった者への支援等について

指定講習事業者へのヒアリング調査では、年1回のみの開催の場合、欠席者への対応として別日に補講をする、レポート提出で代替するなどの対応により、修了評価の対象とする事業者があった。しかし、1科目でも欠席してしまうと修了評価の対象外となってしまう、翌年に欠席科目または全科目の再受講としている事業者もあり、福祉用具専門相談員の認定を受けることができないという実態もあった。介護現場の人材不足の実態もあり、1人でも多く現場で活躍いただくため、各指定講習事業者には欠席者への補講を行う体制づくりや修了評価で合格基準に満たなかった者への対応など、手厚い支援をお願いしたい。

ただし、年1回のみの開催としている指定講習事業者も多く、欠席者への個別フォローが難しいケースも想定される。欠席科目のみ他の指定講習事業者が開催する研修を受講できるようにするなどの対応が可能になれば、1日でも早く福祉用具専門相談員として就労できる。しかし、現在は指定講習事業者別に研修の運営方法や受講料等が決められており、指定講習事業者を指定する都道府県ごとに求める基準や対応内容が異なっていることも課題であり、指定講習の均質化に向けた基準の統一化に向けた研修のあり方等を検討していく必要がある。

また、受講者の個人情報取り扱いや、科目別の出欠状況の確認、修了証の発行など、申込先の指定講習事業者と異なる指定講習事業者の研修を受講するには様々な課題があり、今後引き続き課題を整理し、その対応策について検討していく必要がある。

(3) ICT等を活用したオンライン開催について

指定講習の効果的な運営方法として、ICT等を活用したオンラインでの開催については、一部の指定講習事業者では既に導入されている実態があった。受講者負担の軽減も踏まえ、福祉用具貸与事業所からのニーズも一定程度把握できたところであり、受講のしやすさの観点からはオンライン開催も今後必要になってくるのではないかと推察される。既にオンラインによる開催を導入している指定講習事業者では様々な工夫を行い、質を担保して実施できるよう配慮されていたが、オンラインで実施した場合にも集合型の研修同様に福祉用具専門相談員として備えるべき知識や技術が得られているか、本事業の中では検証していない。よって、今後、オンラインで受講した場合の講義内容等の質の担保については検証が必要であり、新たにオンラインによる開催を検討している指定講習事業者に対し、オンライン開催にあたっての留意事項等も整理し、指定講習事業者間の差を生まない工夫が必要である。

また、指定講習事業者のうち、受講者アンケートを実施していない事業者が約5割という結果であった。指定講習事業者として受講者にとって効果的な運営に繋がるよう、受講者アンケートを通じて受講

者ニーズへの対応・改善も期待したい。

(4) 福祉用具専門相談員の継続的なスキルアップに向けて

本事業で検討した指定講習は、介護分野の知識・技術を持たない受講者を想定し、介護保険制度によるサービス提供を行う専門職として、基本的な知識・技術を網羅的に学ぶことに重点を置き、見直しを検討した。

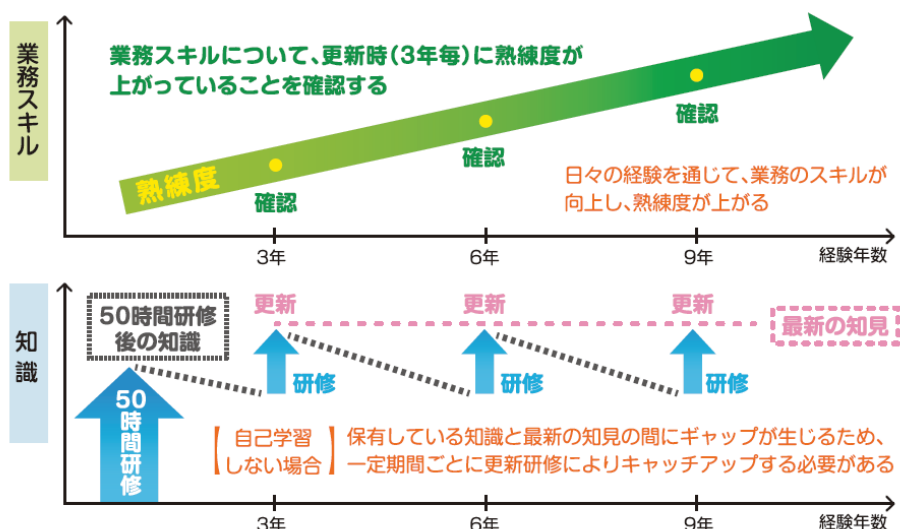
指定講習受講後、受講者の多くは福祉用具貸与事業所内での OJT を中心とした指導を受けることで経験を積んでいる実態が本事業の調査結果からも明らかとなったが、一定の経験を積んだ後の更なる知識やスキルを修得する方法や頻度などは福祉用具専門相談員個人に委ねられている。

そのため、本事業で見直しを行ったカリキュラム見直し案では、最後の講義・演習において全体内容の振り返りとともに継続的に研鑽することの必要性を学ぶ構成としている。修了評価での理解度を踏まえ、福祉用具専門相談員個人としても、自身の課題を整理し、不足する知識についてはテキストや副教材を振り返る、福祉用具に関する新たな情報や利用安全に関する情報の収集に努めるなど、福祉用具専門相談員として求められている知識・スキルの修得に継続的に取り組むことが重要である。

また、職能団体である当会では自主事業として福祉用具専門相談員の質の向上に向けて、最新の知識を修得するための更新研修(ふくせん認定)の実施や、サービス提供における標準様式の作成・周知、各種研修会の企画・開催や周知、学習ツールとして動画配信サービスやハンドブック等の作成を行っている。今回まとめられた指定講習カリキュラム案を実行に移すとしても、一定の準備期間が必要である。教材や修了評価などの課題に対し、職能団体として今後も学習ツールの作成や資質向上に係る研修の実施を通じて支援していくことが求められる一方で、指定講習機関・講師、事業所におかれても福祉用具専門相談員に求められる質の向上のための講習について今後ご尽力いただくとともに、修了者には継続的な自己研鑽に努めるようお願いしたい。

図表 10 業務スキルと継続的な知識修得イメージ

- ・業務の経験を重ねることにより、福祉用具専門相談員としての熟達度は向上する。
- ・一方で、知識については、一定頻度で、最新の動向を踏まえて、新しい情報を獲得する必要があると考えられる。



(平成27年度老健事業「専門的知識、経験を有する福祉用具専門相談員の配置に向けた研修カリキュラム等に関する調査研究事業」より抜粋)

※更新研修(ふくせん認定)の受講イメージ図より抜粋

福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しに向けた調査研究事業
報告書 概要版

令和6年3月発行

発行者 一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会
〒108-0073 東京都港区三田 2-14-7 ローレル三田 404
TEL 03-5418-7700
FAX 03-5418-2111

本事業は、令和5年度老人保健事業推進費等補助金の助成を受け行ったものです。

